

## 令和2年度マグカル推進事業補助金の募集要項

神奈川県国際文化観光局文化課

神奈川県では、「マグカル\*」の取組の一環として、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を捉え、市町村や民間団体等と連携しながら、本県の文化芸術の魅力を発信し、国内外からより多くの方々を引きつける、神奈川文化プログラムを推進しています。

この度、「マグカル」の取組を一層推進するため、神奈川文化プログラムの核となる事業の企画案を募集し、選考の上、補助金を交付します。

\* 県では、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャー、略して「マグカル」の取組を推進しています。

### 1 補助の対象となる団体

次の要件をすべて満たす団体を対象とします。個人での応募はできません。

要件を満たしていないと県が判断した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 団体規約等を有すること。
- (2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- (3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- (4) 対象業務を円滑に実施する能力を有すると認められること。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。
- (6) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。
- (8) 最近 1 年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）などでないこと。
- (10) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものの統制の下にないこと。
- (11) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を役員に含めないこと。
- (12) 神奈川県暴力団排除条例第 9 条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の氏名等を神奈川県警察本部に対して照会を行うことについて同意できること。

### 2 補助の対象となる事業

- 補助の対象とするのは、文学・音楽・美術・写真・演劇・舞踊・メディア芸術・芸能・伝統・そのほか特定のジャンルにとらわれない芸術活動（複合）等の、県内で実施する新規の事業です。

ただし、宗教的または政治的な宣伝意図を有すると認められる事業は対象となりません。

複数の実施場所（主会場が県内であれば、他都道府県で併せて実施することも可能。ただし、補助対象は県内での実施分のみ。）にまたがる事業や、複数の日程にまたがる事業、同一年度内で複数回に分けて実施する事業も可とします。

- 「新規の事業」とは、新しい発想・表現を追求する革新的な内容の事業、または、既存の事業内容を当募集の趣旨に基づき再構築した事業をいいます。

共に、集客力や話題性があり、2020年以降もレガシー（社会的遺産）を残すことのできるものを想定しています。

- 次のいずれか、又は、複数のコンセプトの実現に向けた事業とします。

- (1) 日本文化の再認識と継承・発展
- (2) 次世代育成と新たな文化芸術の創造
- (3) 日本文化の世界への発信と国際交流
- (4) あらゆる人の参加・交流と地域の活性化
- (5) 共生社会の実現（障がい者・高齢者参加等）
- (6) 人生100歳時代

- 評価項目

評価事項	評価項目	配点
業務遂行能力 (35点)	(1) 主催した公演・展示等の実績は優れているか（様式4）	10点
	(2) 事業全体の業務実施体制は適切か（様式4）	10点
	(3) 事業を周知するための広報は、具体的かつ実現性があり、効果的か（様式5）	10点
	(4) 個人情報保護などコンプライアンスは適切か（様式1）	5点
事業実施手法及び内容 (65点)	(1) 新しい発想・表現を追求する革新的な内容の事業、または、既存の事業内容を当募集の趣旨に基づき再構築した事業として優れているか（様式5）	10点
	(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を捉えて国内外からより多くの方々を引きつけるような集客力や話題性があり、2020年以降もレガシー（社会的遺産）を残すことのできる魅力的なコンテンツとして優れているか（様式5）	15点
	(3) 次のいずれか、又は、複数のコンセプトの実現に向けた事業として優れているか（様式2） ア 日本文化の再認識と継承・発展 イ 次世代育成と新たな文化芸術の創造 ウ 日本文化の世界への発信と国際交流 エ あらゆる人の参加・交流と地域の活性化 オ 共生社会の実現（障がい者・高齢者参加等） カ 人生100歳時代	10点
	(4) 事業実施によるマグカル推進への寄与度は高いか（様式5）	10点
	(5) 適切な業務スケジュールが示されているか（様式5）	10点
	(6) 収支予算書の積算は妥当であるか（様式3）	10点
	合計	100点

### 3 補助の対象となる事業の実施期間

補助金の交付決定日以降に事業を開始し、年度内に終了するものとします。

#### 4 補助の対象とならない事業

次に該当する事業については、当補助金の対象となりませんので、御注意ください。

- (1) 学校、職能団体、教授所及び教室等が行う発表会、展示会等
- (2) 特定の会員等だけを対象とするコンクール、鑑賞事業等
- (3) シンポジウム、講演会、出版に限られる活動
- (4) 国、他の地方自治体又は公益法人から補助対象経費の2分の1以上の補助金、助成金を受けている事業

#### 5 補助の対象となる経費

補助対象事業に要する直接的な経費のうち、次の「6」に示す補助対象外経費を除く経費が補助対象になります。補助対象経費を例示すると、以下のとおりです。

区分	項目	内訳
設営・舞台関係経費	会場費	会場使用料等
	設営費	会場設営費、展示工作・撤去費、作品運搬費等
	舞台費	大道具費、衣裳費、照明費、道具運搬費等
出演・音楽関係経費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料等
	音楽費	作曲料、楽器借料、調律料、楽譜製作料等
	文芸費	著作権使用料、演出料、舞台監督料、台本料等
謝金・旅費・宣伝費	謝金	審査委員謝金、原稿執筆料、会場整理員賃金等
	通信費	案内状発送費等
	宣伝費	広告宣伝費、立看板費等
	印刷費	プログラム印刷費（無料配付する場合）、入場券印刷費、ポスター印刷費等
	旅費	交通費、宿泊費等
	記録費	録画費、録音費等

#### 6 補助の対象とならない経費

次のようなものは、補助対象外経費となりますので、収支予算書の支出の部には、補助対象外経費として記入してください。

- (1) 入場券販売手数料
- (2) 有料頒布する場合のプログラム及び図録等の作成経費（執筆料及び印刷費等をいう。）
- (3) 自ら設置し又は管理する施設において活動を行う場合の施設の使用料等
- (4) 事業に関連する食糧費
- (5) 団体構成員に支払われる出演料及び手当等のうち、役務等への対価としての必要性が認められないもの
- (6) 団体運営の経常的経費  
団体運営の経常的経費や物品購入費等は、補助対象事業費に要する直接的な経費にはなりませんので、収支予算書には記入しないでください。
- (7) その他、市場価格と比較して著しく高いと認められるもの

## 7 補助の額

事業費総額のうち、4～6により算出した補助対象経費総額の3分の1以内とします。  
1件あたり300万円を上限とし、予算の範囲内において決定します。

## 8 補助の決定

別添の申請書等に基づき、文化芸術分野の外部専門家を含めた審査会において審査・選考を行い、予算の範囲内で補助対象事業と補助の額を決定します。

## 9 提出書類

(1) 次のア～オまでの所定の様式に記入し、カ～キを添えて、片面印刷したものを7部（1部正本、残り6部は複写可）提出してください。

必要要件が的確にわかる既存事業があれば、各様式に「別添〇〇のとおり」と記載し、資料（A4判）を添付することも可とします。

ア マグカル推進事業補助金交付申請書（様式1）

イ 事業計画書（様式2）

ウ 収支予算書（様式3）

エ 団体調書（様式4）

オ 事業企画書（様式5）

カ 役員等氏名一覧表（様式6）

※ 本様式により得た個人情報、団体が、神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団又は同条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等に該当しないか、神奈川県警察本部へ照会するために用います。申請の際には、その旨について役員から同意を得てください。

キ 定款、寄附行為又はこれに類する規約等（任意様式）

(2) その他

審査の参考としますので、過去の類似事業実施時のチラシ、プログラム、ネット記事、観客・参加者アンケート集計結果等がありましたら添付してください。

また、申請書等は、提出後に変更が生じることがないように、内容を十分御検討の上、作成してください。

## 10 提出期限・提出先

(1) 質問書の提出期限：令和2年3月2日（月）正午まで（必着）

○ 質問がある場合は、質問書（任意様式）を文化課へファクシミリ、郵送、メール又は持参してください。ファクシミリ、メールの場合は、未到着等の事故を防ぐため送信後、電話で送付の旨を御連絡ください。

○ 県の回答は、3月9日（月）までに、県のホームページに掲載します。

(2) 申請書類の提出期限：令和2年3月16日（月）

○ 郵送又は持参にて御提出ください。

○ 郵送の場合は当日消印有効。県庁に持参の場合は当日17時15分まで受付。

○ 提出先：神奈川県国際文化観光局 文化課 文化プログラムグループ  
（神奈川県庁 第二分庁舎1階）  
（住所等は6ページ参照）

## 11 補助を受ける場合の条件（補助事業である旨の表示、アンケートの実施）

- (1) 補助の交付決定を受けた事業は、当該事業の実施の際に作成するポスター・チラシ・プログラム・チケット等の印刷物、ホームページ等に、神奈川県の助成対象事業である旨を表示してください。

表示例：「この〇〇は、神奈川県のマグカル推進事業補助金の助成を受けて実施しています」、  
など、「神奈川県のマグカル推進事業補助金」による成果等である旨を表示してください。

- (2) 印刷物等の広報に当たっては、特別な事情がない限り、神奈川文化プログラムのマークを掲載\*してください。

なお、掲載に際しては、原則として3 cm×3 cm以上（A4版以上のサイズのチラシを作成する場合）の大きさで掲載することとする。

神奈川文化プログラムのマーク



※ 県では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年に向けて、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す事業・活動を、神奈川文化プログラム認証制度で「神奈川文化プログラム」として認証しています。

補助の交付決定をした事業は、「神奈川文化プログラム」として認証しますので、広報等で神奈川文化プログラムのマークを使用してください。

「神奈川文化プログラム」については、次のURLからホームページを御覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f537313/>

神奈川文化プログラムのマークについては、交付決定通知と共に送付する神奈川文化プログラム認証要領を御参照の上で掲載をお願いします。

- (3) 補助の交付決定を受けた事業は、県の文化芸術関係ポータルサイトである「マグカル・ドット・ネット」をはじめ、県の広報媒体により広報を行いますので、取材にも御協力ください。

※ マグカル・ドット・ネットについては、次のURLからホームページを御覧ください。

<http://magcul.net/various/>

- (4) 補助の交付決定を受けた事業は、原則、事業内容について観客・参加者にアンケートを実施し、その集計結果を実績報告書に添付してください。

アンケート必須項目：ア 来場者の属性（性別、年代、居住地（県内・県外）、国籍、参加人数）

イ この催しをどうやって知ったか。

ウ この催しの満足度（とてもよかった／ふつう／よくなかった等）

エ 「マグカル」を知っているか。

※ アンケート内容の詳細については、交付決定後、県と協議の上、決定します。

- (5) 補助の交付決定を受けた事業は、審査会委員及び県文化課職員による現地調査を行う場合がありますので、御協力をお願いします。

- (6) 事業の実施に当たっては、消防法等、法令を順守し、安全面等について参加者へ最大限配慮してください。

参加者への配慮例：怪我等に対応するイベント保険への加入 など

## 12 令和2年度の補助手続きの流れ

手続き	時期	備考
申請書等の提出 (郵送または持参)	<u>3月16日(月)</u> まで(厳守)	郵送の場合は、当日の消印まで有効。県庁に持参の場合は3月16日17時15分まで受付。
審査・選考	3月末まで	事業内容、収支予算等について照会することがあります。
交付団体・交付額の決定	4月中旬	選考後、助成対象となった団体には交付決定通知を送付します。助成対象とならなかった団体にも通知を送付します。
補助金の交付	交付決定通知の送付後	交付決定通知後速やかに概算額を振込払いします。
実績報告書の提出	事業終了日(事業期間の末日)から30日以内	申請内容と変更等が生じた場合は、補助金の全額、または一部を返還していただく場合があります。

## 13 その他

- 採択とならなくても、当募集の趣旨にふさわしいと県が判断した事業は、事前に連絡の上、神奈川文化プログラムとして認証し、「マグカル・ドット・ネット」にも掲載いたします。
- 審査の結果、採択された団体については、事業名及びその概要、主催者名等を、神奈川県文化課ホームページにて公表いたします。
- 補助事業等の事業主体が、補助事業等を実施する過程において消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れを行うときには、消費税相当額の取扱いについて留意する必要があります。マグカル推進事業補助金交付要綱第14条及び第15条に留意してください。

申請書等の提出、お問合せは、

〒231-8588（所在地を記載しなくても届きます。）

神奈川県国際文化観光局文化課文化プログラムグループ

電話：(045) 285-0220（直通）

電話：(045) 210-1111（代表）内線 3825

FAX：(045) 210-8840

MAIL: bunpro.6fp7@pref.kanagawa.jp